

権限委譲規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター有機認証業務規程第2条により、権限の委譲に関する必要な事項を定めるものである。

(権限の委譲)

第2条 理事長は、認証業務に係る権限のうち、次に掲げる事項を認証部長に委譲し、業務を執行させることにより、迅速かつ円滑で合理的な業務の遂行を図るものとする。

- (1) 特定の活動を委任するための委員会又は委員の権限の委譲、契約上の取り決め
- (2) 要員の力量に関する要求事項
- (3) 登録認証機関のマネジメントシステム
- (4) 認証に関する業務の実施及び監督
- (5) 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消に関する決定
- (6) 苦情及び異議申し立てへの対応
- (7) 申請者との認証合意書の取り交わし業務

(決裁)

第3条 この規程により委任された事務であっても、次の各号の一に該当するものについては、理事長に報告し、決裁を得なければならない。

- (1) 異例に属する事項
- (2) 紛争、論争又は将来その原因となる恐れのある事項
- (3) 先例となる事項
- (4) 認証の取消に関する事項

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成18年3月10日より施行する。

2. 平成 24 年 8 月 30 日一部改訂（この一部改訂は平成 24 年 9 月 9 日より施行する）。
3. 平成 25 年 9 月 8 日一部改訂（この一部改訂は平成 25 年 9 月 8 日より施行する）。
4. 平成 26 年 3 月 9 日一部改訂（この一部改訂は平成 26 年 3 月 9 日より施行する）。
5. 平成 30 年 12 月 16 日一部改訂（この一部改訂は平成 31 年 4 月 1 日より施行する）。